

議案第 77 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の制定について

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例を次のとおり定める。

平成 22 年 11 月 30 日提出

三田市長 竹内英昭

三田市条例第 号

三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、次代の社会を担う乳幼児等の医療費を助成し、その健やかな育ちと安心感のある子育てを支援することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児等 市内に住所を有する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (2) 乳児 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
- (3) 幼児等 市内に住所を有する1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
- (4) 乳児保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で乳児を現に監護する者をいう。
- (5) 幼児等保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
- (6) 医療保険各法の給付 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
- (7) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行う者（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者である国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。）をいう。

(8) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。

（助成対象者及び受給資格の認定）

第3条 この事業の対象となる者は、乳児保護者及び幼児等保護者とする。

2 医療費の助成を受けようとする者は、市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

（助成の範囲）

第4条 市長は、乳幼児等の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、次に掲げる額を助成する。

(1) 乳幼児等の入院療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額

(2) 乳幼児等のうち12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者の入院以外の療養である場合は、医療保険各法の給付が行われた場合における被保険者等負担額に相当する額

（助成の方法）

第5条 市長は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けたもの（以下「受給者」という。）が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合、当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者に対し、当該医療にかかる助成があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による助成を受けることができないとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

第6条 市長は、乳幼児等（乳児保護者又は幼児等保護者を含む。）が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、その全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した全部若しくは一部に相当する額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第7条 助成を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(三田市福祉医療費助成に関する条例の一部改正)

2 三田市福祉医療費助成に関する条例（平成4年三田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

三田市老人等医療費の助成に関する条例

第1条中「、乳幼児等」を削る。

第2条第3号から第7号までを次のように改める。

(3) 削除

(4) 削除

(5) 削除

(6) 削除

(7) 削除

第3条の見出し中「助成対象者」の次に「及び受給資格の認定」を加え、同条第1項各号列記以外の部分中「、乳児保護者、幼児等保護者」を削り、「とする。ただし、乳児保護者を除く助成対象者にあつては、」を「とし、」に改め、同項第2号中「並びに重度障害者の扶養義務者」を「並びに主としてその重度障害者の生計を維持する扶養義務者」に改め、「、主としてその重度障害者の生計を維持する者について」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 母子家庭の母又は父子家庭の父（母子家庭の母又は父子家庭の父がその児童の生計を維持できない者である場合は、その母子家庭又は父子家庭の生計を維持する者）若しくは遺児の養育者（養育者がいない場合は、その遺児）について、前年の所得の額が児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給停止となる額未

満であること。

第3条第2項中「前項」を「第1項」に、「該当する者」を「該当しない者」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 医療費の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、必要な書類を添えて市長に申請し、受給資格の認定を受けなければならない。

第4条の見出しを「(助成の範囲)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「福祉医療費として支給する」を「医療費として助成する」に改め、同項第1号中「福祉医療費」を「医療費」に、「支給する」を「助成する」に改め、同項第2号及び第3号中「福祉医療費」を「医療費」に改め、同項第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 削除

(5) 削除

第4条第3項中「第2号から第5号まで」を「第2号及び第3号」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(助成の方法)

第5条 市長は、第3条第2項の規定により受給資格の認定を受けたもの（以下「受給者」という。）が兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けたときは当該医療を受けた者に助成すべき額の限度において、受給者が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該受給者に対し、当該医療に係る助成があったものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定による助成を受けることができないときその他市長が特別の理由があると認めるときは、受給者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

第6条 削除

第7条中「福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費」を「医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費」に改める。

第8条中「福祉医療費の支給」を「助成」に改める。

(三田市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 三田市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成21年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

付則第3項各号列記以外の部分中「施行日」を「平成23年4月1日」に、「福祉医療費の支給」を「医療費の助成」に改め、「及び幼児等保護者」及び「及び第3号ア」を削り、「当該支給する福祉医療費の額」を「当該助成する医療費の額」に改め、同項第1号中「福祉医療費」を「医療費」に、「支給する」を「助成する」に改め、同項第2号中「福祉医療費」を「医療費」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 削除

(4) 削除

付則第5項中「第2号から第4号まで」を「第2号」に改める。